

公立大学法人沖縄県立芸術大学中期目標(素案)の概要について(案)

中期目標(素案)策定の背景

- 県では、自主的・自律的な大学の運営体制を構築するとともに、運営の効率性及び競争力を高めるため、令和3年4月に公立大学法人沖縄県立芸術大学を設立しました。
- 公立大学法人の設立団体は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第25条の規定に基づき、公立大学法人沖縄県立芸術大学が6年間に於いて達成すべき業務運営に関する目標である中期目標を定める必要があり、令和8年度は第1期中期目標(令和3年度～令和8年度)の最終年度となり、次期中期目標(令和9年度～令和14年度)を策定する必要があります。

中期目標(素案)の概要

- 中期目標は、法人が一定期間(6年間)において達成すべき業務運営に関する目標であり、知事が、法人の意見に配慮の上、県の附属機関である「沖縄県公立大学法人評価委員会」の意見を聴き、議会の議決を経て定める。また、中期目標を定めた後は、知事がこれを法人に指示するとともに公表することとなっています。
- 中期目標は地方独立行政法人法第25条の規定に基づき、次に掲げる事項について具体的に定める必要があります。
 - 一 中期目標の期間(公立大学法人は6年間)
 - 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項
 - 五 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項
 - 六 その他業務運営に関する重要事項

中期目標(素案)のイメージ

地方独立行政法人の管理と評価の仕組み

